

令和元年8月20日

京都市中央卸売市場運営協議会 会議録

開催日：令和元年8月20日（火）午後1時～午後2時

開催場所：京都市中央卸売市場第一市場 関連10号棟3階 大会議室

出席委員：合計24名（五十音順）

（第一市場：17名）

株式会社大水京都支社 執行役員支社長 浅田 佳史

京都青果物小売協同組合 理事長 石塚 清三

一般社団法人京都市中央卸売市場協会 会長 内田 隆

（会長職務代理者，京都青果合同株式会社 代表取締役社長）

大京魚類株式会社 代表取締役社長 大石 光二

京都水産物小売団体連合会 会長 岡本 勲

京都全魚類卸協同組合 理事長 勝村 一夫（会長職務代理者）

市民公募委員 川添 智未

市民公募委員 木村 優風

京都野菜卸売協同組合 理事長 久世 明

大阪樟蔭女子大学学芸学部 准教授 工藤 春代

京都市中央卸売市場市場関連事業者連合会 会長 澤田 利之

京都中央市場青果卸売協同組合 理事長 中川 恵司

京都市地域女性連合会 常任委員 中野 比佐子

立命館大学食マネジメント学部 教授 新山 陽子（会長）

新日本婦人の会京都府本部 仁賀 里美

京都府農林水産部 副部長 中地 則元

京都中央総合食品協同組合 理事長 原田 光佑

（第二市場：8名）

立命館大学食マネジメント学部 教授 新山 陽子（会長）【再掲】

新日本婦人の会京都府本部 副会長 魚山 栄子

京都食肉買参事業協同組合 理事長 大西 雷三

京都食肉市場株式会社 代表取締役 駒井 栄太郎

京都市地域女性連合会 常任委員 高松 令子

京都食肉市場労働組合 委員長 水流添 敦

立命館大学経済学部 招聘教授 増田 佳昭（会長職務代理者）

市民公募委員 宮本 智子

欠席委員：合計4名（五十音順）

(第一市場：3名)

全国農業協同組合連合会京都府本部 本部長 宅間 敏廣

京都塩干魚卸協同組合 理事長 辻 泰三

市民公募委員 宮井 和子

(第二市場：1名)

全国農業協同組合連合会京都府本部 副本部長 山田 保

事務局：京都市産業観光局 京の食文化・流通戦略監 古瀬 ゆかり

京都市中央卸売市場第一市場 場長 古井 幸生

京都市中央卸売市場第一市場 次長 大八木 雅史

京都市中央卸売市場第一市場 次長 松村 憲司

京都市中央卸売市場第一市場 管理課長 舟木 一裕

京都市中央卸売市場第一市場 業務課長 松本 康

京都市中央卸売市場第二市場 場長 廣瀬 智史

その他16名

議 題：京都市中央卸売市場業務条例改正案（骨子）について

質疑応答

(委員)

市場は開設者だけでなく民間でも開設できるという御説明をいただいたが、今の市場が民営化されるということもあるのか。

(事務局)

法律上民間での開設も可能となるが、京都市場においては、京都市が引き続き開設者として運営していきたいと考えている。

(事務局)

それには理由がある。今回の法改正では、受託拒否や差別的取扱いの禁止など、生産者が作ったものを拒まずに売らなければならない、あるいは取引参加者に差別的取扱いをしてはならないという、非常に公的な役割が法律上残されている。そして、国が改正法に基づいて発表した「卸売市場に関する基本方針」の中でも、卸売市場は不特定多数の消費者に雨の日も風の日も安定して食品を届けるという公共的使命を担っており、その役割を発揮するように期待すると記載されている。京都市には147万人の市民がいて、京都府域にも食料品等を供給していることを考慮すると300万人を超える人々を対象にしていることになる。

したがって、今後とも、京都市中央市場は、透明性の高い取引を行い、中立性や公平性を担保しつつ、適正な価格で多種・多様な生鮮食料品等を大量に安

定供給していくという使命がある。また、国連が掲げているSDGs，つまり持続可能な社会を実現するという観点からも、災害時において食料供給拠点としての役割をしっかりと発揮していかなければならない。このように、京都市中央市場は、極めて公共性が高い社会インフラであり、引き続き京都市という公共機関が責任を持って運営していく必要があると考えている。

(委員)

法改正の趣旨は「民間でも可能」という意味であり、「民間でなければならぬ」というわけではない。地方卸売市場では民間が運営しているところもあるが、中央卸売市場という規模が大きくかつ公益性が高い役割がある市場では、民間での運営は難しいと思う。自治体として今後もしっかり運営していくというこれまでの姿勢を維持されるというのが京都市の考えだと認識している。

(事務局)

市場を運営するということは生産者の生活を守ることに繋がる。それは、生産者にとって「安心して出荷できる場所がある」ということである。さらに、市場に集荷された商品は、本市の検査機関が常駐して毎日検査をしているので、安全・安心な食が市民に供給されていることになる。加えて、卸・仲卸がそれぞれの立場から取引することで、品質に応じた適正な価格が付けられている。

また、卸売市場は非常に災害に強いという特徴がある。全国の生産者と繋がっているため、仮に、ある産地で局地的な災害が発生したとしても、それ以外の産地から市場に商品が入って来るので、市民の皆様には、ほぼ毎日過不足なく食品が届けられる。

しかし、こうした市場の役割や機能が市民をはじめ消費者の皆様にはあまり知られていないのが現状であり、伝えていく必要があると認識している。特に、近年大規模災害が増えているが、災害時には市場が市の災害対策本部の一員となり、集荷された食品等を避難所に供給するという大切な役割を担っている。これは京都市が市場を運営しているからこそ、円滑に対応できることである。

今後とも市場が担う役割をしっかりと果たせるよう、京都に相応しい条例改正を行っていきたいと考えている。

(委員)

条例改正の議論において、十分議論してきたし、場内事業者の意見は出し尽くしたと思う。開設者には卸・仲卸の立場からの意見を吸い上げまとめていただいている。今後は、他市場に先立って、それらの意見を条例という形で文書にまとめていく流れだと思う。

(委員)

我々も十分議論してきたと感じている。我々は市場等のルールに従って運営してきた。国がその内容を変えろとはいえず、今まで培ってきたルールとの整合性を図りながら今後も取り組んでいきたいと思っている。

(委員)

商物一致の原則が廃止され、卸から取引された商品が一部産地から直接小売店に行くような形になると思うが、実際に現物が市場を経由せず直接供給された商品が安全面で問題ないかどうかをどのように見極めるのか。これは例外であり、基本的には市場を通すというのが原則という意味なのか。

(事務局)

現物を見て取引をしなければいけない商品については、当然市場で現物を見ながら商売をしていただくというのが原則である。商物一致の原則の規定で想定しているのは規格化された商品のことである。つまり、仲卸の販売先が予め分かっているような規格が統一された商品については、物流の効率化という観点から直送するという意味である。例えば、九州が産地の商品を仲卸が大阪の事業者の販売する場合、販売先が決まっているのであれば、わざわざ九州から京都に輸送しそれをまた大阪に輸送するのは非効率であり、鮮度の問題もある。

また、食の安全については産地でもしっかりと検査をされており、仮に事故品等が発生した場合は、事故品の写真をメールで確認するなどすぐに対応できるような体制になっている。安全・安心な食材を提供するに当たっては市場を経由することが一番だと思うが、物流を効率化し、取引を拡大していくという観点から規制を緩和していく方向である。

(事務局)

食肉の取扱いについて、前提として食肉市場では、生きたままの牛や豚が出荷され、それをと畜し食肉に加工して販売するという一連の流れを担っている。牛や豚は、一頭ごとに品質が大きく異なる。そのため、と畜された個体を市内の精肉店や卸売の目利きの方が一頭一頭見て、気に入った商品を購入されているので、商物は必ず一致をするというのが前提になっている。

一方で産地に近い場所だとと畜の方が効率的であるという意見もあるが、京都の肉屋に買ってもらいたいという考えの出荷者の方もいる。卸売会社だと畜業務を担っているが、そのと畜の技術も市場間競争の一つになっている。京都の食肉市場は、と畜の技術が高いと評判をいただいている。全国から集荷をし

て、京都市内だけでなく近隣の市町村に対しても良質なものを引き続き供給していきたいと考えている。

(委員)

改正後の商物一致の原則では、産地から小売店への直送が可能になるということか。これは従来の「産地直送」とはどのような違いがあるのか。卸と仲卸の取引のあった商品を産地から直送するということか。

(委員)

「産地直送」は一つの流通経路である。基本的には産地から卸売業者が買い付け市場に出荷された商品を仲卸業者が買い、それを小売店に販売するという卸売市場のルールを変更するということである。

(事務局)

我々が理解している「産地直送」は、農家で作られたものを卸売市場を経由せずに直接消費者の方に届ける、例えばその方法の一つとして、農家が道の駅に出された品物を消費者が買うといったものである。今回の条例改正で変更になったのは、この京都市場を経由するもので、規格が統一された物品は必ずしも市場に持ってこなくても取引が可能となることである。これにより物流の効率化を図るという意味である。そのため、品物は直接京都市場を経由しないが、京都市場を経由した商品と同じように取扱数量や売上高には計上することになる。

(委員)

卸がどのような品物を産地から受けるか、仲卸がどのような品物を扱い、どのような品物を買うのかという判断は従来通りである。ただ、これまでは現物は全て市場を経由していたが、今後は現物をいちいち確認しなくてもよい商品があるようになる。

(委員)

産地直送の場合、産地から直販所に持って行くため中間マージンが要らなくなるので、産地直送の方が市場は活性化するのではないのか。

(委員)

その指摘は市場不用論にも結びつくものである。一見中間マージンが要らないように見えるが、仮に卸売市場を経由しなくなると、産地である農家の方は

自ら買い手を探す必要が出てくる。直売所に出すと消費者はそれを買に来るが、直売所にも販売する量に限界があり、消費者全員が食べ物を直売所に買いに行くわけではない。そのため、商品をどこに売るかを考えなければならない。これまでは卸売市場に出荷された商品を目利きの方が選び、それぞれの販売先に売るといった仕組みがあったが、それを農家自ら行う必要があるため、農業をしながら買い手を探し小売店舗等に交渉するなど、手間暇がかかる。もちろん産地直送や直売所は消費者にとって楽しいものであるかもしれないが、モノの流通を考えた際に、卸売市場の機能は必要なものであると思われる。

(事務局)

このほか、卸売市場を介すると物流が効率化されるという大きな利点がある。これは、環境負荷の低減にも繋がるものである。また、公的な検査機関が毎日商品を検査しているため安全・安心である。さらに、卸と仲卸が毎日取引し、品質に応じた適正な価格を付けている。

道の駅などの直売所は観光施設としてはもちろん有意義ではあるが、消費者が日常の食品を毎日仕入れることは難しいと考えている。

(委員)

生産者にとって卸売市場の一番の魅力は、代金清算の安心感である。生産者は出荷時にちゃんとお金が入ってくるのかということ懸念している。卸売市場の仕組みは非常に優れており、生産者が出荷すると、確実にかつ迅速に代金決済される。産地直送の場合は代金支払いが月末や翌月末になる場合もあるため、卸売市場の方が安心感がある。

(委員)

生産者は自ら商品を売らなければいけなくなると、売り切れるかという不安を抱えることになる。卸売市場では条例で「受託拒否の禁止」の規定があるので、生産者にとって出荷される商品が拒否されることはない。

こうした細かい部分をひとつひとつ確認しながら、卸売市場の新しいルールを1年近く議論してきた。

(事務局)

京都市中央卸売市場業務条例改正案については、令和元年9月市会に提出する予定である。